

## 仕 様 書

### 1. 件名

小型貨物自動車(北九州400つ6593)1台定期点検整備

### 2. 概要

本件は、苅田港湾事務所が所有する小型貨物自動車日産ADバン(北九州400つ6593)の法定12ヶ月点検整備等を行うものである。

### 3. 履行期間

契約締結日から令和7年6月27日までとする。

### 4. 内容

項目	内 容	単位	数量	備 考
小型貨物自動車(北九州400つ6593)1台定期点検整備				
法定12ヶ月点検(車検登録手続含む)	式	1		
エンジンオイル交換	升	3		
オイルフィルター交換	式	1		
ワイヤーゴム取替(フロント)	本	2		
下回り洗浄	式	1		
ブレーキフルード交換(エア抜き含む)	式	1		
自動車重量税納付	式	1		
自動車損害賠償責任保険加入	式	1		
車両受け渡し	式	1		

### 5. 受渡場所

福岡県京都郡苅田町港町28-2 九州地方整備局苅田港湾事務所

### 6. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

### 7. 支払

検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

### 8. その他

- 1) 点検の結果、上記項目内容以外で車両の安全運行に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議するものとし、当局が必要があると認めた場合は、仕様内容を変更した上で実施するものとする。
- 2) 交換する部品等は原則純正品とする。
- 3) 自動車重量税の納付手続は受注者が行い、自動車損害賠償責任保険の加入手続きは受注者が代行して行うものとする。
- 4) 今回の点検の結果、次回(12ヶ月点検)に修理・交換等が推奨される項目について報告すること。
- 5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当所職員と協議するものとする。
- 6) 本件において知り得た事項を、当事務所の許可なしに流用してはならない。

### 9. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- 4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。